

心肺機能停止後、除細動・器具を用いた気道確保・静脈路確保・薬剤投与、  
および心肺機能停止前、血糖測定・ブドウ糖投与・輸液にかかわる検証票  
別紙記載要領

大阪府内消防機関に属する救急救命士で、大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会部会長の認定により気管挿管（硬性喉頭鏡・ビデオ喉頭鏡）の実施を認められた救急救命士（以下、「気管挿管認定救急救命士」という。）、アドレナリン投与の実施を認められた救急救命士（以下、「薬剤投与認定救急救命士」という。）及び心肺機能停止前の血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与、重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液を認められた救急救命士（以下、「心肺機能停止前静脈路確保認定救急救命士」という。）並びに前述の各認定を受けていない救急救命士が下記 1 に該当する傷病者を搬送した場合は、下記 2 以降の記載要領により検証票別紙に記載する。

## 1 検証票別紙の記載対象

(1) 次に該当する場合は「検証票別紙 1」（以下、「別紙 1」という。）に記載する。

- ① 気管挿管認定救急救命士が搬送したすべての心肺停止傷病者
- ② 薬剤投与認定救急救命士が搬送したすべての心臓機能停止傷病者
- ③ 救急救命士が包括的指示下での除細動を施行したすべての心臓機能停止傷病者
- ④ 救急救命士がその他の器具を用いた気道確保を施行したすべての心肺機能停止傷病者

(2) 次に該当する場合は「検証票別紙 2」（以下、「別紙 2」という。）に記載する。

- ① 血糖測定、ブドウ糖溶液投与を行ったすべての傷病者（血糖測定のみの場合も含む）、及び心肺機能停止前静脈路確保認定救急救命士が搬送した救急事案で、搬送先医療機関の初診時診断が低血糖（血糖値 50mg/dl 未満）であったすべての傷病者
- ② 心肺機能停止前静脈路確保認定救急救命士が静脈路確保及び輸液を行うために特定行為の指示要請をしたすべての傷病者
- ③ 心肺機能停止前静脈路確保認定救急救命士が増悪するショックおよびクラッシュ症候群の疑いで静脈路確保の適応と判断したにもかかわらず、特定行為の指示要請をしなかったすべての傷病者

## 2 検証票別紙の取扱い

上記記載の対象傷病者を搬送した場合、医療機関において検証票別紙に必要事項を記載して、搬送先医療機関初療医師に所見の記載を依頼する。記載済み検証票別紙は消防署に持ち帰り、検証票に添付する。ただし、搬送先医療機関の初診時診断が低血糖である傷病者に関しては、

可能な限り搬送時に初診時診断名を確認して、その場で検証票の作成と初診時医師所見の記載取得に努める。傷病者搬送時に初診時診断名が確認できなかった傷病者に関しては検証票を作成しなくて良い。

### 3 別紙1に関する記載要領

#### (1) 傷病者容態に関する記載事項

初回観察時の意識レベル、呼吸数、脈拍数、心電図波形を記載し、目撃者の有無をチェックする。検証に必要な傷病者の容態に関するその他の特記事項は、備考欄に記載する。

#### (2) 救急隊員の資格に関する記載事項

搭乗救急救命士の人数を記載し、取得資格をチェックする。**PA**連携や**AA**連携した場合はその旨を備考欄に記載し、連携隊に搭乗している救急救命士の人数や取得資格も備考欄に記載する。

#### (3) 包括的指示による除細動に関する記載事項

実施場所、実施時刻、実施前波形、実施後波形を記載して心拍再開の有無をチェックする。先着連携隊が**AED**による除細動を実施した場合は、**AED**にチェックを入れ、実施前後波形は不明とし、備考欄に連携隊が施行したことを記載する。医師の指示下に行った除細動や、4回目以降の除細動に関しては、概要を備考欄に記載する。また、1歳以下の乳児を含む未就学児（概ね6歳未満）に除細動を施行した場合は、使用したパッドが小児用か成人用かを備考欄に記載する。

#### (4) 器具を用いた気道確保・薬剤投与指示要請に関する記載事項

器具を用いた気道確保やアドレナリン投与など特定行為を実施するために指示要請した場合は、指示要請医療機関名と、要請時刻および指示内容を記載する。

3回以上の指示要請をした場合や2回目以降で指示要請医療機関が異なる場合などは、最下段の備考欄にその旨を記載する。

#### (5) 器具を用いた気道確保に関する記載事項

##### ① 器具を用いた気道確保の適応理由

該当項目をチェックし、その他の場合はカッコ内に理由を記載する。

##### ② 気管挿管

ア 最終的に使用した喉頭鏡が、硬性喉頭鏡かビデオ喉頭鏡かをチェックする。

イ 硬性喉頭鏡適応外あるいは中止理由があれば、該当項目をチェックする。その他の場合は、カッコ内に理由を記載する。硬性喉頭鏡適応外あるいは中止理由が、ビデオ喉頭鏡使用の適応となる。

ウ ビデオ喉頭鏡による挿管を中止した場合は、ビデオ喉頭鏡中止理由の該当項

目をチェックする。その他の場合は、カッコ内に理由を記載する。

エ 気管挿管実施場所の該当項目をチェックし、挿管施行回数を記載する。

オ 結果としては、挿管手技を完了し換気良好で病院搬送した場合は「成功」を、挿管の途中で手技を中止した場合は「中止」を、挿管手技は最後まで完了したものの搬送途中で問題が発生し抜去した場合は「抜去」をチェックする。挿管手技の完了とは、挿管チューブの固定までをいい、挿管チューブ固定まで至らずに手技を中断したものを「中止」とし、一旦挿管チューブ固定後に何らかの理由で抜去したものを「抜去」とする。

カ 完了・中止時刻の記載。挿管手技を挿管チューブの固定まで完了した場合はその時刻を、途中で挿管手技を中止した場合はその時刻を記載する。

キ 一旦、挿管手技を完了した場合は、カフに注入した空気量 (ml) とチューブの固定位置を記載する。「成功」の場合だけでなく、後に「抜去」した場合も記載する。

ク 一旦挿管手技完了後、何らかの問題が発生して挿管チューブを抜去した場合は、その時刻を記載する。

ケ 挿管チューブ抜去理由として該当する項目をチェックする。その他の場合はカッコ内に理由を記載する。

### ③ その他の器具を用いた気道確保

ア 気管挿管認定の無い救急救命士が行った場合、あるいは気管挿管認定を有する救急救命士が気管挿管に先だって行った場合は「初回」をチェックし、気管挿管認定救急救命士が気管挿管を試みた後に施行した場合は、「気管挿管中止、抜去後」をチェックする。

イ 使用した器具に関して、該当する項目をチェックする。食道閉鎖式としては、ラリングルチューブ、ツーウェイチューブ (コンビチューブ)、スミウェイ**WB**などが該当し、実際に使用した器具をカッコ内に記載する。

ウ その他の器具を用いた気道確保実施場所の該当項目をチェックし、器具挿入施行回数を記載する。

エ 結果としては、器具挿入手技を完了し換気良好で病院搬送した場合は「成功」を、器具挿入の途中で手技を中止した場合は「中止」を、器具挿入手技は最後まで完了したものの搬送途中で問題が発生し抜去した場合は「抜去」をチェックする。器具挿入手技の完了とはチューブの固定までをいい、チューブ固定まで至らなかったものは「中止」とし、一旦チューブ固定後に抜去したものを「抜去」とする。

オ 完了・中止時刻の記載。器具挿入手技をチューブの固定まで完了した場合はその時刻を、チューブの固定まで至らず途中で器具挿入手技を中止した場合はその時

刻を記載する。

カ 一旦器具挿入手技完了後、何らかの問題が発生して器具を抜去した場合は、その時刻を記載する。

キ 中止および抜去理由として該当する項目をチェックする。その他の場合は、カッコ内に理由を記載する。

④ カプノメーターに関する記載事項

器具を用いた気道確保後にカプノメーターを装着した場合は、その波形に関して該当項目をチェックし、**CO<sub>2</sub>**の値を記載する。

(6) 静脈路確保および薬剤投与に関する記載事項

① 静脈路確保に関する項目

ア 実施場所の該当項目をチェックし、穿刺回数を記載する。

イ 結果に関しては、静脈路を確保固定し病院到着まで問題なく輸液が行えた場合は「成功」を、医師の指示後に何らかの理由で施行しなかった場合は「未実施」を、静脈路確保を試みたが確保できなかった場合は「中止」を、静脈路を確保固定後に何らかの理由で抜去した場合は「抜去」をチェックする。静脈路確保の手技とは、駆血帯の装着から静脈路の固定までをいい、駆血帯の装着すらしなかった場合を「未実施」、駆血帯装着後から静脈路の固定までの間に静脈路の確保を断念した場合を「中止」とする。

ウ 穿刺部位として該当する項目をチェックする。その他をチェックした場合は、実際の穿刺部位をカッコ内に記載する。

エ 使用した留置針のサイズを記載する。

オ 静脈路の確保を完了した時刻あるいは確保を中止した時刻を記載する。後に抜去となった場合も、一旦完了した時刻を記載する。

カ 静脈路確保固定後に何らかの理由で確保した静脈路を抜去した場合は、抜去した時刻を記載する。

キ 静脈路の確保の手技上の課題とは、「準備の不手際」や「手技に手間取った」などを意味し、そのような場合は課題「有」にチェックして具体的な内容をカッコ内に記載する。

ク 「未実施」、「中止」、「抜去」の場合には、その理由として該当する項目をチェックする。その他に該当する場合は、カッコ内に具体的な内容を記載する。

ケ 「成功」、「抜去」に該当する傷病者では、救急車内で投与した総輸液量を記載する。「成功」の場合は、病院到着までの輸液量を、「抜去」の場合は、抜去までに投与した輸液量を記載する。

コ 静脈路確保に関して、検証に関わる特記事項があれば備考欄に記載する。

② 薬剤投与に関する項目

ア 投与前波形と投与2分後のチェック結果に関して、該当項目をチェックする。

イ 医師の指示後に薬剤投与しなかった場合は、その理由の該当項目をチェックする。その他をチェックした場合は、カッコ内に具体的な理由を記載する。

ウ 3回目までは、同様の内容を記載する。

エ 実際に投与した回数を記載し、4回目以降の投与に関しては備考欄にア・イの内容に関する事項を記載する。

オ その他、検証に必要な特記事項があれば備考欄に記載する。

(7) 初診時医師所見に関する記載事項

① 来院時の所見に関する項目

ア 換気状態と心拍再開の有無に関して該当項目をチェックする。器具を用いた気道確保が行われている場合は、換気可能かをチェックする。**BVM**換気の場合は、気道確保および換気可能な状態かチェックする。

イ 来院時の心電図波形を記載する。

② 挿管チューブに関する項目

気管挿管された傷病者に関しては、挿管チューブの位置および固定に関して、該当項目をチェックする。その他の場合は、カッコ内に具体的な内容を記載する。また、エアリークの有無に関してチェックする。

③ 輸液路に関する項目

輸液路を確保された傷病者に関しては、滴下の良・不良、穿刺部の漏れや腫れ、固定の状態に関して該当項目をチェックする。その他の場合は、カッコ内に具体的な内容を記載する。

④ コメント欄

患者容態や救急隊の活動内容で、特記すべき事項があればコメント欄に記載する。

4 別紙2に関する記載要領

(1) 検証対象が「血糖測定及びブドウ糖投与」か「静脈路確保及び輸液」か該当する項目をチェックする。

(2) 傷病者容態に関する記載事項

① バイタルサインの記載項目

意識レベル、呼吸回数、脈拍数、血圧の初回評価結果を記載する。

② 気道換気に関する徴候とその対応についての記載項目

気道、換気の異常と、対応に関して該当する項目をチェックする。酸素投与開始時刻と酸素投与量を記載し、投与方法の該当項目をチェックする。**SpO<sub>2</sub>**モニター装

着時刻と装着時のSpO<sub>2</sub>値を記載する。

③ ショック徴候の記載

特記すべき皮膚所見があれば、該当項目をチェックする。その他の場合は、カッコ内に具体的な所見を記載する。頻脈や橈骨動脈触知不可などのその他のショック徴候があれば記載する。

④ 備考欄

傷病者の容態や救急隊の対応に関して、その他検証に必要な特記事項があれば備考欄に記載する。

(3) 血糖測定及びブドウ糖溶液投与に関する記載事項

① 血糖測定に関する項目

ア 血糖測定適応外理由、その他未実施理由

意識障害傷病者であるにもかかわらず血糖測定の適応外と判断した場合は、該当する理由をチェックする。血糖測定の適応症例であるにもかかわらず血糖測定未実施の場合は、該当する理由をチェックする。その他の場合は、カッコ内に具体的な理由を記載する。

イ 実施場所等に関する項目

血糖測定を実施した場合は、実施場所の該当項目をチェックし、穿刺回数、穿刺部位、測定時刻および血糖値を記載する。

ウ 測定不可の理由欄

血糖測定不可の理由について、該当する項目をチェックする。その他の場合は、カッコ内に具体的な理由を記載する。

② 静脈路確保、ブドウ糖溶液投与に関する項目

血糖測定を行った結果、血糖値が50mg/dl未満の場合は記載する。

ア 静脈路確保、ブドウ糖溶液投与指示要請に関する記載項目

静脈路確保、ブドウ糖溶液投与の特定行為を実施するために指示要請した場合は「低血糖のため要請」にチェックする。血糖値が50mg/dl未満であるが、指示要請しなかった場合は「低血糖であるが要請せず」にチェックする。指示要請した場合は、医療機関名、指示要請時刻および指示内容を記載する。3回以上の指示要請をした場合や、2回目以降で指示要請医療機関が異なる場合などは、備考欄に指示内容と指示要請医療機関名を記載する。

なお、指示要請後、傷病者が心肺機能停止状態になった場合は、最下段の備考欄にその旨を記載し、別紙1も記載する。

イ 静脈路確保に関する記載項目

(ア) 実施場所の該当項目をチェックし、穿刺回数を記載する。

(イ) 結果に関しては、静脈路を確保固定し病院到着まで問題なく輸液が行えた場

合は「成功」を、医師の指示後に何らかの理由で施行しなかった場合を「未実施」を、静脈路確保を試みたが確保できなかった場合は「中止」を、静脈路を確保固定後に何らかの理由で抜去した場合は「抜去」をチェックする。静脈路確保の手技とは、駆血帯の装着から静脈路の固定までをいい、駆血帯の装着しなかった場合を「未実施」、駆血帯装着後から静脈路の固定までの間に静脈路の確保を断念した場合は「中止」とする。

(ウ) 穿刺部位として該当する項目をチェックする。その他をチェックした場合は、実際の穿刺部位をカッコ内に記載する。

(エ) 使用した留置針のサイズを記載する。

(オ) 静脈路の確保を完了した時刻あるいは確保を中止した時刻を記載する。後に抜去となった場合も、一旦完了した時刻を記載する。

(カ) 静脈路確保固定後に何らかの理由で確保した静脈路を抜去した場合は、抜去した時刻を記載する。

(キ) 静脈路の確保の手技上の課題とは、「準備の不手際」や「手技に手間取った」などを意味し、そのような場合は課題「有」にチェックして具体的な内容をカッコ内に記載する。

(ク) 血糖値が50 mg/dl未満であるが「指示要請せず」の場合や、医師の輸液路確保の指示にもかかわらず「未実施」の場合、「中止」、および「抜去」の場合には、その理由として該当する項目をチェックする。その他の場合は、カッコ内に具体的な理由を記載する。

#### ウ ブドウ糖溶液投与に関する記載項目

(ア) ブドウ糖溶液投与の、「実施」、「未実施」、「中止」について該当項目をチェックする。静脈路確保を実施したが、ブドウ糖溶液を全く投与しなかった場合を「未実施」、投与を開始したものの指示された投与量を投与せずに中断した場合を「中止」とする。

(イ) 実施場所の該当項目をチェックし、投与時刻を記載する。

(ウ) ブドウ糖溶液投与後の意識レベルの改善の有無について、該当する項目をチェックする。

(エ) 「未実施」あるいは「中止」の場合は、その理由として該当する項目をチェックする。その他をチェックした場合は、カッコ内に具体的な理由を記載する。

(オ) ブドウ糖溶液投与を実施した場合や投与を途中で中止した場合は、ブドウ糖溶液の総投与量を記載する。

#### エ 備考欄

血糖測定、静脈路確保、ブドウ糖溶液の投与に関して、検証にかかわる特記事

項があれば備考欄に記載する。

#### (4) 心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液に関する記載要領

##### ① 適応病態に関する記載項目

心肺機能停止前の静脈路確保の適応病態として該当する項目をチェックする。増悪するショックの場合は、ショックの種別の該当項目をチェックする。その他の場合は、カッコ内に具体的なショックの種別を記載する。

##### ② 増悪するショックおよび静脈路確保の判断根拠に関する記載項目

心肺機能停止前の静脈路確保の適応病態として増悪するショックと判断した場合は、その判断根拠に該当する項目をチェックする。その他の場合は、カッコ内に具体的な判断根拠を記載する。

それぞれの適応病態に関して、最終的な静脈路確保実施を判断した理由について該当項目をチェックする。その他の場合は、カッコ内に具体的な静脈路確保の判断理由を記載する。

##### ③ 医師による指示出しに関する記載項目

心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液の特定行為を実施するために指示要請した場合は「適応症例のため要請」にチェックする。適応症例であるが指示要請しなかった場合には「適応症例であるが要請せず」にチェックする。指示要請した場合は、医療機関名、指示要請時刻および指示内容を記載する。3回以上の指示要請をした場合や、2回目以降で指示要請医療機関が異なる場合などは、備考欄に指示内容や指示要請医療機関名を記載する。

なお、指示要請後、傷病者が心肺機能停止状態になった場合は、最下段の備考欄にその旨を記載し、別紙1も記載する。

##### ④ 静脈路確保に関する記載項目

ア 実施場所の該当項目をチェックし、穿刺回数を記載する。

イ 結果に関しては、静脈路を確保固定し病院到着まで問題なく輸液が行えた場合は「成功」を、医師の指示後に何らかの理由で施行しなかった場合は「未実施」を、静脈路確保を試みたが確保できなかった場合は「中止」を、静脈路を確保固定後に何らかの理由で抜去した場合は「抜去」をチェックする。静脈路確保の手法とは、駆血帯の装着から静脈路の固定までをいい、駆血帯の装着すらしなかった場合を「未実施」、駆血帯装着後から静脈路の固定までの間に静脈路の確保を断念した場合は「中止」とする。

ウ 穿刺部位として該当する項目をチェックする。その他をチェックした場合は、実際の穿刺部位をカッコ内に記載する。

エ 使用した留置針のサイズを記載する。



オ 静脈路の確保を完了した時刻あるいは確保を中止した時刻を記載する。後に抜去となった場合も、一旦完了した時刻を記載する。

カ 静脈路確保固定後に何らかの理由で確保した静脈路を抜去した場合は、抜去した時刻を記載する。

キ 静脈路の確保の手技上の課題とは、「準備の不手際」や「手技に手間取った」などを意味し、そのような場合は課題「有」にチェックして具体的な内容をカッコ内に記載する。

ク 静脈路確保の適応症例であるにもかかわらず「指示要請せず」の場合や、医師の輸液路確保の指示にもかかわらず「未実施」の場合、「中止」、および「抜去」の場合には、その理由として該当する項目をチェックする。その他の場合は、カッコ内に具体的な理由を記載する。

ケ 輸液路確保成功傷病者や搬送途中で抜去した傷病者については、病院到着あるいは抜去までの総輸液量を記載する。

コ その他、検証にかかわる特記事項があれば備考欄に記載する。

#### (5) 病着時に救急隊員が記載する事項

病着時の傷病者容態について、意識レベル、呼吸回数、脈拍数、血圧および血糖値を、搬送先医療機関の医療スタッフから聞き取り記載する。病着時の血糖値に関しては必ず聞き取る。血糖値以外で聞き取りができない場合は、病着直前の観察結果を記載する。

#### (6) 初診時医師所見の記載事項

- ① 来院時の換気状態と酸素化状態に関して、該当項目をチェックする。
- ② 静脈路確保を実施した傷病者に関しては、輸液および穿刺部位の状態に関して該当項目をチェックする。その他の場合は、カッコ内に具体的な事項を記載する。
- ③ ショックを呈する傷病者に関しては、疑われるショックの種別をチェックする。その他の場合は、カッコ内に具体的な種別を記載する。
- ④ 初診時の疑い病名を記載する。
- ⑤ 患者容態や救急隊の活動内容で、特記すべき事項があればコメント欄に記載する。

#### 附 則

平成**26**年5月**20**日、大阪府救急業務高度化推進連絡協議会作成

平成**26**年8月**13**日、一部改正

平成**31**年3月**31**日、大阪府救急業務高度化推進連絡協議会解散

平成**31**年4月1日、大阪府救急医療対策審議会救急業務高度化推進に関する部会設置

令和2年**11**月●日 一部改正